

平成19年(ネ)第522号

控訴人 大草一男 外1名

被控訴人 W 外4名

## 準備書面(7)

平成19年7月26日

東京高等裁判所第1民事部八B係 御中

控訴人ら代理人

弁護士 大 島 真 人

同 小川原 優 之

控訴人らは被控訴人らの主張に対して、下記の通り反論する。

### 第1、判例に対する理解の誤り

- 1(1) 被控訴人第三文明社(以下、「第三文明社」とする)は、控訴人準備書面5中5頁の控訴人の主張に対して「控訴人らが、その根拠として引用する商事法務研究会刊『名誉棄損』(のぞみ法律事務所編)の22頁ないし23頁の部分は、「投稿者・コメントーターの責任」と題して記載されている部分であるが、そこで紹介されている裁判例(東京地判平成8年1月31日・判時1565号125頁、東京地判平成7年7月26日・判時1558号45頁、東京地判平成4年1月27日・判時1412号124頁)は、いずれも報道された記事について不法行為責任が成立する場合に投稿者・コメントーターの責任を認めている裁判例ばかりであり、報道された記事について不法行為責任が成立しない場合に投稿者・コメントーターの責任のみを認めている裁判例など全くない。」「もちろん、同書籍の「6 情

報提供者の責任」と題して記載されている部分（24頁）でも、報道された記事について不法行為責任が成立しない場合に情報提供者の責任のみを認めている裁判例など一件もない。」結局、控訴人の主張こそ、「判例・学説上に見あたらず、独自の見解である」ことは明らかである。」等と主張する（第三文明社控訴審準備書面（2）6頁ないし7頁）。

（2）上記準備書面において第三文明社は、報道された記事について不法行為責任が成立しない場合、当該記事に関する情報提供者の責任を認めている例が一件もないことを強調している。

（3）しかし、上記第三文明社の主張は全くの誤りである。理論上、掲載記事について名誉棄損が成立せず、情報提供者にのみ名誉棄損が認められる場合があることは当然である。

又、当然のことながら判例上も、掲載記事について不法行為責任が認められなかった事案であっても情報提供者に不法行為責任があることを認めている。

## 2、判例の見解

（1）判例は、プライバシー侵害に関する事案ではあるが、掲載記事について相当性があるが不法行為が成立しない事例につき、情報提供者について不法行為責任の成立を認めている。

（2）即ち、東京高等裁判所平成13年7月18日判決（判例時報1751号75頁以下）は交通遺児の援護団体である公益法人から常勤の理事職を解かれた者の、家計支出の具体的な用途や金額の記載を含む記事を週刊誌に掲載したことが、当該報道の目的、様態その他の考慮要素と当該プライバシー侵害の内容、程度その他の諸要素とを比較衡量した結果、その記事が仮名報道だった点を重視して報道の自由を保障する必要性がプライバシー権よりも優先するため、違法性を欠き、出版社は不法行為責任を負わない、とする一方で他人の個人的情報を、その人に対して批判的な記事が掲載されることを予見して記者に提供する行為の結果、その人のプライバシーを侵害する記事が週刊誌に掲載された場合、たとえ報

道の自由を保障するという観点から出版社による当該記事の掲載行為には違法性を欠くと解される場合でも、情報提供者は不法行為責任を負うとした。

- (3) 上記東京高裁判例が示すように、名誉棄損・プライバシー侵害等の法益侵害がなされた場合、当該法益侵害に関与した複数の者について違法性の有無、あるいは責任の有無は各々の関与者毎に判断されるべきものである。従って上記東京高裁判例の結論は当然のことであり、名誉棄損に関与した複数の者の間にも当然に違法性があるとする。

### 3、名誉棄損における相当性の位置づけ

- (1) 上記準備書面(2)において第三文明社の主張するところは、被控訴人W(以下、「W」とする)以外の各被控訴人の掲載記事やWの発言内容の各々につき、相当性があると判断された場合を前提とするものである。第三文明社の主張するところは、このようにW以外の各被控訴人について相当性が認められ、責任がないとされた場合、Wの情報提供行為についても当然に責任がない、との点にあるようである。

- (2) しかし、一旦社会的評価を失墜させる情報提供や発言、及びこれに基づく記事が掲載され人の名誉が毀損された場合、当該名誉毀損をなすに際して「真実と信ずるにつき相当の理由」があったか否かは各々の関与者毎に判断されるべきである。

判例は名誉棄損に関する事案について「民事上の不法行為たる名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係りもっぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由がある時には、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である(このことは、刑法二三〇条の二の規定の趣旨からも十分窺うことができる。)」としている。(最高裁判例

第一小法廷昭和 41 年 6 月 23 日判決)

即ち、「真実と信ずるについて相当の理由」の有無は故意過失の有無に帰着するのであるから、当該名誉毀損に關与した個々人毎に判断されるべきものである。

- (3) そして、Wは自ら直接体験した「盗聴関与」という違法行為について再三に亘って嘘を述べ立て、控訴人らの名誉を毀損したのであるから、およそ相当性が認められる余地などないのである。従ってWを除いた被控訴人の掲載記事や発言内容について相当性が認められるか否かにかかわらず、Wについて名誉棄損が成立することは疑問の余地がない。

#### 4、共同不法行為

- (1) 次に、上記第三文明社の主張は極めて限定された局面に於いてのみ意味を持つ主張である点に留意しなければならない。
- (2) 控訴人の主張するところは、Wを含む全ての被控訴人の行為が名誉毀損に該当するものであり、情報提供者たるWと提供をされた情報を垂れ流しにしたその他の被控訴人との間には共同不法行為が成立する、という点にある。
- (3) そして、Wを除いた各被控訴人は、何らの裏付け取材をしていないばかりか、控訴人らに対する攻撃材料であれば真偽を問わず報道する意向を有しているのだから、相当性は認められないものである。
- (4) 又、W本人について言えば、直接体験者であるはずのW自身が故意にもとづいて名誉毀損発言を行っているのだから、法廷における供述、証言であっても違法性を帯び、名誉毀損は成立する。又、Wは、法廷外に於いても各被控訴人らの情報提供者として名誉毀損を行っているうえ、各被控訴人以外の不特定多数に向かって控訴人に対する名誉毀損を繰り返しており、W自身このことを認めている。

- 5 (1) 第三文明社の上記主張は、各被控訴人の掲載記事が相当性があるとして免責された場合に限った主張であるが、各被控訴人について相当性などは認められない。

(2) 次に、第三文明社の上記主張はWの各被控訴人に対する情報提供行為に限っての主張である。そもそもWは控訴人らに対して法廷証言、供述によって故意にその名誉を毀損しているうえ、被控訴人への情報提供以外に不特定多数人に対する名誉毀損行為を繰り返し行っている。

6 (1) 控訴人はこのような被控訴人らの一連の名誉毀損を、共同不法行為であると説き、就中Wの情報提供を以ってそれだけ取り出しても名誉毀損行為となり、各被控訴人の不法行為が関連共同性を有するものである旨指摘したのである。

(2) これに対し、第三文明社は、Wの情報提供行為が情報提供であることにより名誉毀損とならないと主張したので、控訴人は準備書面 6 で上記第三文明社の誤りを指弾したのである。

(3) このように各被控訴人の掲載記事等が名誉毀損を構成する場合、情報提供者であるWも又、名誉毀損の責任を免れない。

何故ならば、Wの情報提供と各被控訴人の掲載記事との間に因果関係があることは明らかだからである。

7 (1) 結局、第三文明社はWの責任を否定するための土俵としてW以外の被控訴人に相当性が認められる場合に限定して、かつ、Wの情報提供行為それ自体に限っての名誉毀損の成否についてしか反論できない立場に陥ったといつてよい。

(2) そして、第三文明社はメディアについて相当性があるとして免責された事案につき、情報提供者も又、相当性があるとして救済された事例を列挙して、Wも免責されるものと主張した。

(3) しかし、第三文明社の挙げる事例は、情報提供者の行為自体が伝聞である等、情報提供者についても相当性の認められるものである。

他方、本件Wの発言はそもそも自らが体験した事として捏造を述べたものであり、相当性によって免責されるものではなく、第三文明社の引用する判例は事案を異にしており反論になっていない。

8 (1) 結局、第三文明社の主張中、一見して意味があるように見える主張は、

メディアの名誉毀損が否定され、情報提供者にのみ名誉毀損が認められることはありえない、との点のみである。

(2)しかし、第三文明が念頭においている事案であってもメディア、情報提供者とも名誉毀損の構成要件があるとして、相当性があるため責任が阻却されるか否かが問題とされた例である。メディア、提供者とも名誉毀損の構成要件には該当するが、相当性があるとして責任が阻却された例をいくら羅列しても何らの反論にもならない。

(3)メディアに責任阻却事由があり、提供者に責任阻却事由がない事例にあつては、情報提供者のみに違法性が認められるのは当然である。

(4)しかし、そもそも本件については全ての被控訴人が名誉毀損を行っているのである。

## 第2、事実誤認

被控訴人らによる、控訴人準備書面に対する反論は、いずれも取るに足りないものであるが、念のため、そのうち控訴人らが、いまだ触れていない点を取り挙げて反論を加えておく。

(1)被控訴人第三文明社(以下、第三文明社という)は、

「控訴人らは乙二37の記事のうち、妙観講員・岡野の体験だけでは分からない内容(所有者情報)が記事になっている点について全く説明していない。」(第三文明社準備書面1・4頁)と述べ、被控訴人W(以下、Wという)は、

「記事には『後からナンバーを調べてみると』とあるが、岡野がどのように車の所有者情報並びに所有者と創価学会関係者とを結びつける情報を調査・取得したか具体的な言及がないのは、自らが調査していないことの証左であり」(W準備書面2・1頁)

と述べているが、控訴人らがこの点について、わざわざ説明を加えなかったのは、平成3年乃至4年当時、自動車のナンバーから所有者情報を知るなどということは、誰にでも容易にできることであったから、あえて説明までするに及ばない、と判断したからにすぎない。

実際は、平成3年12月31日に妙観講員・岡野日出夫らが目撃した不審車

両のナンバーを控え、それを後日、同じ妙観講員・柏村岳志が沼津の陸運局に照会して所有者名を割り出すと共に、大石寺で売店を営む地元法華講員らからも情報提供を受けて、不審車両の持ち主が学会副会長・柳楽和善と同・大島光明（両名とも地元の法華講員には知られた有名人であった）であることが判ったのである。

また、当時、陸運局に照会して得られた所有者名の記録は、妙観編集部に提供したというが、数年の間に破棄されて現存はしていない。それも通常の公文書の保存期間が5年であることからすれば、当然のことである。

ただ、これだけのことで、特別なことは何一つないのであり、第三文明社やWのいうことは単なる言い掛かりである。

（２）第三文明社は、

「控訴人らは、『妙観』平成4年1月15日号（乙二38）の記事について、これは当時マスコミで報道されていた周知の事実を掲載しただけであると主張し、『G会・絵画取引に関する資料』（乙二35の8）を反映したものではないと主張する（控訴人らの控訴審準備書面2の7頁以降）。

しかし、そもそも、原判決は（中略）平成4年1月15日付『妙観』（乙二38）の記事の『主題と共通している』と判示しているだけで、『反映している』と判示しているわけではない。

控訴人らは、両者の主題が共通していることは、動かしがたい事実であり、反論できないことから、原判決の判示内容を自己の都合のよいように勝手に歪曲した上で反論しているが、そもそも前提自体が誤っており、失当である。」（第三文明社準備書面1・6頁）などと述べている。

だが、第三文明社の言う「平成4年1月15日付『妙観』（乙二38）の記事の主題」というのは、被控訴人創価学会（以下、創価学会という）による「替え玉投票事件」、「言論出版妨害事件」、「電話盗聴事件」、「月刊ペン事件」、「公明党議員汚職収賄事件」、「暴行・吊し上げ事件」、「巨額の脱税疑惑」のことを指すものと思われるが、一方、これと「主題が共通している」という「乙二第35号証の1ないし10」は、「G会 右翼団体、関係推測図」（乙

二35の2)、「ライベックス株式会社とG会の関係」(乙二35の6)、「G会・絵画取引に関する資料」(乙二35の8)、「池田大作個人資料」(乙二35の9)などであって、「妙観」(乙二38)と「共通」などと言うことはできない。

また、そもそも「妙観」(乙二38)は「平成4年1月15日」発行であって、報告書(乙二35の1ないし10)は、平成4年1月24日から同月末までに作成されたものだという(創価学会準備書面11、62頁～63頁)。だとすれば、「妙観」(乙二38)の記事は、報告書(乙二35の1ないし10)などとは無関係に、もっと早い段階で作成されたことが明らかである。

しかるに、「両者の主題が共通していることは、動かしがたい事実であり、反論できない」などと、ことさらに強調する第三文明社の主張の異常さは自明といえよう。

(3) 第三文明社は、

「いずれにしろ、前述した参考資料G(乙二25の1～10)から、平成4年1月当時、控訴人妙観講ないし控訴人大草が、被控訴人Wを通じてTないし帝國リサーチに右翼と創価学会との関係や創価学会の池田名誉会長の親族調査をしていたことは明白な証拠があり(また、乙二46～50によれば池田名誉会長関連の戸籍謄本・附票・住民票及び被控訴人創価学会の法人登記簿謄本が発行された日はいずれも『平成3年8月27日』である)」(第三文明社準備書面1・11頁、傍線は被控訴人代理人)

などと言うが、これは、別件・梅澤訴訟におけるWの陳述書との間に整合性を欠いている。

すなわちWは、池田大作関係の調査について、

「同じ平成三年夏のことだったと思いますが、オウム真理教による坂本弁護士事件にかこつけ、F社長が、『オウム真理教の麻原が池田(創価学会名誉会長)の子供だという話がある。四谷署から得た確かな情報です。池田が会長になる前に九州に行ったときにできた子供。調べさせてもらえませんか』という話をもちかけてきました。私は本当かなと思いましたが、被告大草氏に報告したと

ころ、被告大草氏は、『調査させる』と私に命じました。私は被告大草氏の指示を帝国リサーチに依頼しました。被告帝国リサーチは池田大作氏の住民票（乙八第三一号証）、戸籍謄本（乙八第三二号証）、戸籍附表（乙八第三三号証）および同氏長男の池田博正氏の戸籍謄本（乙八第三四号証）と戸籍附表（乙八第三五号証）をとり、種々、調査をしましたが、麻原彰晃こと松本智津夫との関係は出てきませんでした。」（梅澤訴訟 平成11年9月30日付 W陳述書・甲142、167～168頁）

と、その調査を行なった時期を「平成3年夏」として陳述しているのである。むろん、そのような調査は控訴人らの預かり知らぬことではあるが、そもそも、平成3年夏に調査・報告がなされたという池田大作関連の戸籍謄本、附表等がどうして、「平成4年1月当時、控訴人妙観講ないし控訴人大草が、被控訴人Wを通じてTないし帝国リサーチに右翼と創価学会との関係や創価学会の池田名誉会長の親族調査をしていた」「明白な証拠」として提出されているのか。

Wが「平成3年夏」に調査を依頼したという調査報告（しかも発行日が「平成3年8月27日」とされているもの）を、平成4年1月当時の調査に含めて、あたかも一連のものであるかのごとく見せかけて、「明白な証拠があり」などと言う第三文明社の姿勢は、著しく不当である。

（4）第三文明社は、

「控訴人らの控訴審準備書面1の32頁4行目において、帝国リサーチに対する『盗聴の真実の依頼者』が被控訴人W以外に存在することを自認するかのよう主張すら行うに至っている。」（第三文明社準備書面1・31頁）

「控訴人らが別件訴訟で主張していた『被控訴人Wの単独犯行説』が完全に破綻するに至ったという事実である。控訴人らは、原判決の綿密な証拠の分析に基づく認定・判断に対し完全に反論不能となった結果、事実上、『被控訴人Wの単独犯行説』を放棄して主張を変遷するに至ったということである。」（第三文明社準備書面2・9～10頁）

「被控訴人Wの背後にいる資金提供者（真実の依頼者）が被控訴人Hないし被控訴人創価学会の関係者であるという控訴人らの主張」（同・同頁）

「控訴人らは、控訴審準備書面4の32頁から34頁において、本件各盗聴の『真実の依頼者』の存在を強調し、その『真実の依頼者』は被控訴人Wではないなどと主張している」（第三文明社準備書面3・2頁）

等々と主張するが、これは第三文明社が、控訴人らの主張を意図的に誤読したものであり、失当である。

控訴人らは、これまで専ら「Wの単独犯行説」を主張してきたわけでもなければ、逆に「真実の依頼者」の存在を強調してきたわけでもない。

すなわち、控訴人らは、顕正会・H宅・梅澤宅・宣徳寺といった数件の盗聴事件の中には、W個人として盗聴を行なって不思議でない動機が認められるものもあるし、また、W個人として盗聴を依頼できるだけの資力があったことも複数の証拠によって窺える、との事実を指摘してきた（控訴理由書4・26～29頁）。

一方、Wが平成3年5月当時に控訴人大草一男（以下、大草という）に見せて報告していたと証言する反訳文は、実際はH宅や学会内部の事情にかなり詳しい者達が作ったことが明らかであることも、厳然たる事実として指摘した（控訴理由書2、34～51頁）。また、塩谷FAX文書（甲143）の「本山」との表現は、裏にいる真実の依頼者が「総本山大石寺」であるなら、このように簡単に名を明かすことをWに許すはずがない、との道理を示したのである（控訴理由書1、20～27頁）。

要するに、前記数件の事件のうちには、Wが単独で行なったと考えると不自然でない事件もあるし、また、背景事情は知る由もないが、W以外の者達が主導して行なったと思われる事件もあるが、いずれにしても、控訴人らとこれら事件を結び付ける証拠は、Wの陳述ないし供述を除けば何一つない、というのが控訴人らの一貫して主張してきたことである。

したがって第三文明社の主張は、前提が誤っており、失当である。

（5）第三文明社は、

「そもそも被控訴人Wの父親が亡くなったのは平成4年3月であるから（乙八33等）、平成4年3月以前に実行された本件各盗聴行為に関する資金や収入の

説明になっていないことは明らかである。

控訴人らは、被控訴人Wが、父親の生前から、父親の財産を自由に処分できる立場であったなどと決めつけているが、これは何ら証拠に基づかない控訴人らの想像に基づく主張に過ぎない。」(第三文明社準備書面3・2頁)

などと述べているが、控訴人らは、Wの父親が亡くなったことでWが手にした遺産により、盗聴の依頼が可能となったと主張したことは一度もない。

Wの父親が、平成3年春には既に寝たきりの状態であったことは、客観的証拠の示す事実であって、嫡男のWが、父親の年金・預貯金・不動産等の一切を管理できる立場であったことも、理の指し示すところである。

これを「想像に基づく主張に過ぎない」と強弁することにこそ、無理があると言うべきである。

(6) 第三文明社は、大草の陳述書(甲180)について、

「上記陳述書は、『妙泉坊の件』の依頼者が控訴人らであることについては正面から否定するものとはなっておらず、その依頼を、帝国リサーチに『電話』で『伝えた』のが控訴人大草ではなく被控訴人Wであったと述べているにすぎない。結局、名義はともあれ、調査の実質的な依頼者が控訴人らであることは自認しているに等しく、意味のない反論である(控訴人らはこの点をなんとか誤魔化そうとしているが、本件調査を帝国リサーチに依頼することを小川住職と相談して決定したのが控訴人大草自身であることは乙ホ41『大草の陳述書』59～60頁において明白に認めているところである)」(第三文明社準備書面3・3頁)

などと評しているが、第三文明社は、全く控訴人らの主張を理解できていないか、もしくは、ただ裁判所に対して控訴人の悪印象を与えさえすればよいと考えているかの、いずれかである。

すなわち、大石寺盗聴探査は、もとより、大石寺内事部における決定に基づき、訴外小川只道住職(以下、小川住職という)と大草との相談で、妙観講本部の電話盗聴を発見した実績のある帝国リサーチ社に依頼することになったものであり、誰も「この点をなんとか誤魔化そうとして」などいないし、その必

要もない。

ただ、実際に帝国リサーチに依頼を伝える電話をしたのが誰であったか、という点について、原審がそれに重要な意味があるかのごとく認定しているため、あえて誤解を払拭しておくべく改めて証拠を精査し、Wおよび訴外F（以下、Fという）の陳述書ないし供述の一致に照らして、別件訴訟での大草供述に記憶違いがあったことを明らかにしたものである。

（7）第三文明社は、Wが平成3年9月に行なったと称する法論なるものについて、

「控訴人らは、ここで、わざわざ妙観講の『規約』まで指摘して、被控訴人第三文明社の準備書面における言葉尻を捉え、「全く事実に基づかない妄想」などと、ことさら大袈裟に論難しているが、単なる表現上の問題にすぎず、控訴人らの指摘など、全く取るに足らないものである。」（第三文明社準備書面3・4頁）

などと述べているが、Wが当時、控訴人妙観講（以下、妙観講という）を代表する立場であったかどうか、ということは、本件訴訟の基本に関わる重大問題である。それを何らの根拠もなく、「Wが妙観講代表として法論を行なった事実」などと主張し、その誤りを証拠を挙げて指摘されれば、「単なる表現上の問題にすぎず、控訴人らの指摘など、全く取るに足らないものである」と開き直す第三文明社の訴訟態度は、もはや支離滅裂である。

また第三文明社は、これに続く部分で、

「また、乙八第35号証に『謝罪文』のことが記載されているのは事実であり、同報告書が、当時、被控訴人創価学会の幹部が作成し、被控訴人創価学会の会員が、被控訴人Wに『謝罪文』を書かされたという事実が被控訴人創価学会側にとって不利益な内容であることを考えると、『謝罪文』に関する記載が虚偽であることは、到底、考えられない。控訴人らの主張こそ、証拠を無視した詭弁である。」（同・同頁）

とも述べているが、もし、本当にWが大草の意を受けて、妙観講代表として創価学会幹部と法論を行ない、「被控訴人創価学会の会員が、被控訴人Wに『謝罪

文』を書かされたという事実」があるとすれば、それはまさに「被控訴人創価学会側にとって不利益な内容で」あり、同時に控訴人らにとっては有益な事実だった筈である。しかも、その「謝罪文」は、控訴人らの機関紙「妙観」に掲載する目的で書かせた(乙八35・2頁)というのだから、なおのこと、「妙観」紙に公表するなり、広く印刷して配布するなりしたはずだが、しかし、そのような事実はどこにもないし、その「謝罪文」なるものを見た講員も一人もいない。

第三文明社は「『謝罪文』に関する記載が虚偽であることは、到底、考えられない」と言うが、そのような内容が記載された学会の内部報告書(乙八35)そのものが、信用することのできない、捏造された証拠である可能性すらあるのである。

(8) 第三文明社は、控訴人らがFの供述(乙八22)及び帝国リサーチのW宛書面(乙ホ43)を挙げ、当時すでにWと帝国リサーチ・Fとの間には、Wの裏切りによって、依頼者と請負人の信義に基づく関係など存在しておらず、むしろ対立する関係になっていることを指摘したのに対し、

「控訴人らが引用する帝国リサーチないしFの弁解は、本件各盗聴行為の存在そのものを否定する、明らかに客観的証拠に反した虚偽の弁解である。にもかかわらず、明らかに虚偽の弁解内容を引用」(第三文明社準備書面3・4頁)などと非難している。

だが、客観的に、平成8年2月当時のWと帝国リサーチの関係を明らかにするために、F供述を引くことに不都合などあろうはずがなく、供述の主旨が「盗聴行為の存在そのものを否定する、明らかに客観的証拠に反した虚偽の弁解」だからという理由で、F供述そのものを証拠から排除しようとするがごとき主張は、失当という以外にない。

(9) Wは、

「宗教法人内の一組織に過ぎない妙観講内の懲戒処分を理由として、信者(講員)に勤務先を変更させることなどおよそあり得ないばかりか、さらに自宅まで引っ越させるなどおよそ懲戒処分としての域を逸脱していることは社会常識

に照らしても明白であり、控訴人がWに対して、このような処遇を行なったのは、控訴人と直結した場所にWを置くことで、Wに対して、いつでも直接指令を出して、控訴人のいわゆる『裏の仕事』を実行させるためであった。

仮に、控訴人がWを監視するためにこのような処遇を行なったのであれば、控訴人が関与を全面的に否認する顕正会幹部に対する電話盗聴を控訴人が認識しえなかったのは、Wに対する『監視』が何ら意味のないものであったことの証拠であり、控訴人の主張する『監視』が真実でないことも、もはや明白である。

すなわち、Wに対する監視は、控訴人の苦し紛れの弁解であり、Wは、まさに控訴人のために、控訴人の指示を受けて、控訴人の裏の活動として本件各盗聴を実行したのである。」(W準備書面2・2～3頁)などと述べ、ことさらに昭和62年以降のWの置かれた状況をねじ曲げようとしている。

だが、当時、大草がWを何としても更生させるべく、妙観講副講頭であり暁鐘編集室の責任者・佐藤せい子の監視下に置いたことは紛れもない事実であって、そのことは、Wに日々の反省と報告を書かせて佐藤宛に提出させていた日報(乙ホ37)の存在からも明らかである。

また、現に当時、Wの毒牙にかかって心身共に深い傷を負った、ニケタにも上る女性信徒達の存在(甲159及び160)も、このWに対する処分と監視の事実を裏付けている。

付言すれば、Wの勤務先と住居を変更させたのは、「懲戒処分を理由として」「懲戒処分としての域」で行なったものではなく、懲戒処分後、Wに再び同じ過ちを繰り返させず、何としても更生させたい、との目的で行なった厳愛の処置である。にもかかわらず、Wは今に至るも「このような処遇を行なったのは、控訴人と直結した場所にWを置くことで、Wに対して、いつでも直接指令を出して、控訴人のいわゆる『裏の仕事』を実行させるためであった」などと虚偽の主張を繰り返しているのである。

また、いかに監視下に置いても、四六時中、佐藤がWの行動をつきつきりて

監視できる筈もなく、その点につけ込んで「控訴人が関与を全面的に否認する  
顕正会幹部に対する電話盗聴を控訴人が認識しえなかったのは、Wに対する『監  
視』が何ら意味のないものであったことの証拠であり、控訴人の主張する『監  
視』が真実でないことも、もはや明白である」と主張するWの態度は、開き直  
りを通り越して極めて悪質である。

(10) Wは、

「控訴人は、Wの妙観講の地位について、大草に次ぐ地位に返り咲いたとの原  
判決の事実認定を誤りである旨主張するが、2人の副講師がその実力において  
劣っていたことは、Hとの法論に立ち会うだけで、自ら法論を行う能力もなく、  
またHが相手にもしなかった佐藤せい子の例を見れば明らかであり、Wの経験、  
能力と相俟って、Wが妙観講内で大草に次ぐ実力者であったことは明らかであ  
る。

(また逆説的にいえば、妙観講内においてそのような実力を有していたからこ  
そ、訓告処分を受けた以降もなお、妙観講の女性講員がWに魅力を感じていた  
のである。)」(W準備書面2・3頁)

などと、甚だ自己中心の主張をしているが、Wが自らを「実力者であった」と  
思いたい心情であることは理解するとしても、現に懲戒処分を受ける前の位置  
にも戻ることができなかつたWを、逆に「大草に次ぐ地位に返り咲いた」など  
とするのは、明らかに客観的事実に反する誤りである。

また、Wは、こうした現実と乖離した自己評価を裏付けようとして、カッコ  
付きで、(また逆説的にいえば、妙観講内においてそのような実力を有していた  
からこそ、訓告処分を受けた以降もなお、妙観講の女性講員がWに魅力を感じ  
ていたのである。)などと述べているが、これは、かえってWがこれまで否定し  
てきた、Wの戒告処分・活動停止処分・除名処分に至る主な理由である、異常  
な女性問題の实在を窺わせる記述となっている。

いくら開き直りとはいえ、このような、恥ずべき主張を平気で述べるところ  
に、Wの人間性が露呈しているのである。

(11) その他、Wの主張は極めて短絡していて、誤りに満ちている。たとえ

ば、

「大草は自らの人生をかけて作り上げた妙観講という組織を防衛するために、Wを直ちに除名すれば済んだはずである」(W準備書面2・4頁)

というが、宗教者として、自分に「敵愾心」を抱いている相手だから除名する、などという処置を取れるはずがない。これは宗教を知らぬ者の考えである。

次に、「対抗組織である創価学会のHとの法論を、妙観講を代表してWに行なわせること」(同・同頁)

というのも、それはWが勝手にHとの法論を決めてしまったものであり、大草がWに「妙観講を代表して」法論を行なわせた事実などないのである。

また、「妙観講内の融和のためにも、講員が日常的に出入りし、『電話相談コーナー』を担当するような重要な場所であった、暁鐘編集室を解雇すればよかったこと」(同・同頁)

というのも、そのような(大草に敵愾心を抱いている、との)理由で、「暁鐘編集室」の職務から解雇する、などというのは明らかに不当解雇であって、もとより出来るはずがないのである。

また、「控訴人が賃料を負担してまでWに小金井市の住居を提供し続ける理由」(同・同頁)

というが、賃料は、そもそも控訴人ではなく、「暁鐘編集室」が社宅賃料として負担していたものであり、その分は本来であれば給料のうちに含まれる性質のものであったが、Wを妙観講本部隣りのアパートに住まわせて監視する意味もあって、予め給料の中から引いて確実に家賃を振り込んでいたものである。だからWの給料は世間並みよりも安い14万円となっていたのである。そこには、「賃料を負担してまで」というような特別な意味は何一つない。

また、「平成4年3月までWを重要事項の連絡役として利用していた」(同・同頁)というほどの「重要事項の連絡役」などさせておらず、Wしか知らない訴外T(以下、Tという)への連絡を止むなく取らせたこと等、わずか一、二回のことに過ぎない。

なお、「平成3年4月頃までに、Wが異常な敵愾心を大草に対して抱いていた

との控訴人の主張」(同・同頁。傍線は控訴人ら代理人)というのは、控訴人らの主張のニュアンスが変えられてしまっており、正しくは、平成3年4月頃から異常な敵愾心を抱いていく、である。

(12) Wは、大石寺盗聴探査について、

「そもそも本山である大石寺が依頼者でありながら、盗聴が疑われているはずの坊内の個別の電話機等の入念な盗聴探査を行なわない盗聴探査など存在するはずもなく」(W準備書面2・7頁)

などと述べるが、そもそも、この調査は各坊内の電話が盗聴されているのではないか、との疑いから行なわれたものではなく、まさしく、総本山大石寺の電話盗聴を疑って行なった調査なのである。

ゆえに、大石寺の電話回線を狙って盗聴することが不可能である、ということさえ判明すれば、それ以上の調査も必要なくなるのであって、Wの主張は、何のための調査であったかを無視した、単なる言い掛かりである。

なお、その当日、小川住職が自坊である理境坊内の盗聴探査をTにしてもらったのは、予定外のことではあるが、「ついでに」ということで個人的に頼んだことが明らかである(小川住職陳述書、甲168・16頁)。

(13) Wは、また、

「本件各電話盗聴は、すべてWが妙観講を除名される前の行為であり、Wが真の依頼者であれば、除名処分を受けてさらに異常になった敵愾心から、控訴人らに対して盛んに電話盗聴を行なったはずであること」(W準備書面2・7～8頁)

などと言う。

だが、「本件各電話盗聴は、すべて」Wが、控訴人らを陥れるべく吹聴して騒ぎになったものであり、それ以外のルートから出てきたものはない。

したがって、控訴人らを陥れるために吹聴された電話盗聴は、もとより「すべてWが妙観講を除名される前の行為」でなくては、Wにとって吹聴する意味がない。あるいは、これ以前、これ以後に、さらに多数の電話盗聴が存在するのかもしれないが、そんなことはWの胸に聞くしかなく、控訴人らの知る由も

ないことである。

また、「Wが真の依頼者であれば、除名処分を受けてさらに異常になった敵愾心から、控訴人らに対して盛んに電話盗聴を行なったはずであること」などというが、控訴人らは、現にWの除名後、電話盗聴の被害に遭った、と自認しているところであり（「慧妙」平成8年1月1日号 甲190）、Wの主張は、まさにそれを補強するものと言える。

（14）Wは、自らの収入関係を暴かれたことについて、

「不動産転がしやWの母方の祖父が大富豪であったなどと主張して、あたかもWに他に収入があったかのごとく主張するが、すべて根拠に基づかない悪意をもった虚偽の主張である」（W準備書面2・8頁）

と反発するが、「不動産転がし」は他ならぬW自身の発言テープ（甲173）にハッキリ述べられているし、母方の祖父（野呂長角）が満州で二つの町を支配する大富豪であったというのも、W自身が昭和52年に講中の内部機関紙において述べたものであって、いずれも根拠のある主張なのである。

一方、「大草グループを率いていた大草が、巨額の収入を得ていたことは客観的にも明らかであり、本件各電話盗聴の資金提供者であったことは動かしがたい真実である」（同・同頁）

との主張は、大草の収支の内容を全く知らないで述べた勝手な想像に過ぎず、現に、大草は別件・H訴訟の尋問において、

「具体的に可処分所得というのは、どれくらいありましたか。

ほとんどなかったです。というのは相続税対策で不動産を幾つも購入してまして、その全部、返済に役員報酬を当ててましたから。私は税金の還付分で生活していたという状態でした。

あなたは月に生活費として幾らぐらい使ってましたか。平成元年、平成2年ぐらい、その当時。（中略）

30万か40万ぐらいあったんじゃないですか」（H訴訟 平成14年5月7日 大草本人尋問・甲188、86～87頁）

と、法廷において当時の収支の実態から可処分所得の額まで明らかにしている

のである。

なお、そもそも、Wが亡父の遺した現預金をとうの昔に使い果たしている筈であるにも拘わらず、無職で生活することができ、また10年にも及ぶ裁判の高額な弁護士報酬を負担できていることの不自然さについて、控訴人らが指摘した（控訴理由書（4）・28～32頁）ことについては、Wは全く口を閉ざして反論不能となっており、Wの収入についての控訴人らの指摘が的を射ていたことは明らかなのである。

以上